

主な防火・防災管理関係早見表 ※法:消防法 令:消防法施行令 則:消防法施行規則

防火対象物全体の用途			防火管理者 (法第8条)	統括防火管理者 (法第8条の2)	防災管理者 (統括防災管理者) 自衛消防組織 (法第8条の2の5、36条)	収容人員の算定要領 (令第1条の2第4項、則第1条の3)					
特定用途 非特定用途			収容人員 (人以上)	管理権原が分かれており、かつ以下の条件に当てはまるもの(地階を除く)	いずれかに当てはまるもの(管理権原が分かれているものは統括防災管理者が必要)	複数条件がある項については各条件を合算した人数					
(1) 項	イ	劇場、映画館等	30	高層建築物(高さ31mを超える建築物)で管理権原が分かれているもの	11階建以上で延べ面積1万㎡以上	1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイからハまでにより算定した数の合計 イ 固定椅子席の数(長いす席は正面幅を0.4mで除した数(小数点以下切捨)) ロ 立見席部分は床面積を0.2㎡で除した数 ハ その他の部分は床面積を0.5㎡で除した数					
	ロ	公会堂、集会場				(2) 項及び(3) 項	遊技場 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩所の固定椅子席の数(長いす席は正面幅を0.5mで除した数(小数点以下切捨))				
イ	キャバレー、カフェー等	その他 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロにより算定した数の合計 イ 固定椅子席の数(長いす席の場合は正面幅を0.5mで除した数(小数点以下切捨)) ロ その他の部分は、床面積を3㎡で除した数									
ロ	遊技場、ダンスホール					5階建以上10階建以下で延べ面積2万㎡以上	1 従業者の数 2 主に従業者以外の者が使用する部分を次のイ及びロにより算定した数の合計 イ 飲食又は休憩用の部分は床面積を3㎡で除した数 ロ その他の部分は床面積を4㎡で除した数				
ハ	風俗関連店舗	4階建以下で延べ面積5万㎡以上					1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次のイ及びロにより算定した数の合計 イ 洋式の宿泊室はベッドの数 ロ 和式の宿泊室は床面積を6㎡(簡易宿泊所及び主に団体客を宿泊させる場合は3㎡)で除した数				
ニ	カラオケボックス等					(1) 項～(5) 項イに同じ	1 従業者の数 2 老人、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数				
イ	待合、料理店	3階建以上で30人以上					1 教職員の数 2 幼児、児童又は生徒の数				
ロ	飲食店					3階建以上で30人以上	1 従業者の数 2 老人、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数				
(4) 項		物品販売店舗、展示場					50	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	1 従業者の数 2 主に従業者以外の者が使用する部分を次のイ及びロにより算定した数の合計 イ 飲食又は休憩用の部分は床面積を3㎡で除した数 ロ その他の部分は床面積を4㎡で除した数	
(5) 項	イ	旅館、ホテル				50				3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ
	ロ	共同住宅、寄宿舎					1 従業者の数 2 居室の数				
(6) 項	イ	病院、診療所等				30	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除した数		
	ロ	社会福祉施設(避難困難施設)				10	3階建以上で10人以上		1 従業者の数 2 老人、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数		
	ハ	その他の社会福祉施設				30	3階建以上で30人以上		1 教職員の数 2 幼児、児童又は生徒の数		
	ニ	幼稚園、特別支援学校				30	3階建以上で30人以上		1 従業者の数 2 老人、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数		
(7) 項	学校		50	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	1 従業者の数 2 老人、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数					
(8) 項	図書館、博物館、美術館		50			1 教職員の数 2 幼児、児童又は生徒の数					
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	30			3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	1 従業者の数 2 浴場、脱衣所、マッサージ室及び休憩用の部分の床面積を3㎡で除した数			
	ロ	公衆浴場(イを除く)	30					1 従業者の数 2 浴場、脱衣所、マッサージ室及び休憩用の部分の床面積を3㎡で除した数			
(10) 項	駐車場		50			3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	従業者の数			
(11) 項	神社、寺院、教会							1 神職、僧侶、牧師その他の従業者の数 2 礼拝、集会又は休憩用の部分の床面積を3㎡で除した数			
(12) 項	イ	工場、作業場						50	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	従業者の数
	ロ	スタジオ									
(13) 項	イ	車庫、駐車場						50	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	従業者の数
	ロ	航空機格納庫									
(14) 項	倉庫							50	3階建以上で30人以上	(1) 項～(5) 項イに同じ	1 従業者の数 2 主に従業者以外の者が使用する部分の床面積を3㎡で除した数
(15) 項	事務所等										
(16) 項	イ	複合用途(特定用途含む)	30 (6) 項ロを含む場合は10)			3階建以上で30人以上(6) 項ロを含む場合は3階建以上で10人以上)	(1) 項～(5) 項イに同じ(対象用途の存する最上階及び対象用途部分の床面積の合計)	上記用途部分ごとに収容人員を算定し合算する			
	ロ	複合用途(非特定用途のみ)	50			5階建以上で50人以上					
(16の2) 項	地下街		30 (6) 項ロを含む場合は10)			管理権原が分かれているもの	延べ面積1千㎡以上				
(17) 項	文化財		50	高層建築物で管理権原が分かれているもの	(1) 項～(5) 項イに同じ	床面積を5㎡で除した数					



※大阪市消防局  
フローチャート  
参照

※(16の3) 項 準地下街については、管理権原が分かれている場合、統括防火管理者の選任が義務付けられます。(他の制度は非該当)  
 ※新築工事中の建築物のうち従業者の数が50人以上で、11階以上かつ延べ面積1万㎡以上、又は延べ面積5万㎡以上、又は地階の床面積の合計が5千㎡以上のものは防火管理者が必要です。  
 ※建造中の旅客船のうち従業者の数が50人以上で、かつ甲板数が11以上あるものは防火管理者が必要です。